

令和2年第11回教育委員会会議

令和2年8月19日

午前 9時29分 開会

1 開会宣言

○葛西教育長 ただいまから令和2年第11回教育委員会会議を開会いたします。

会期は本日限りといたします。

本日の会議の欠席者を教育総務課長から報告願います。

○長谷川教育総務課長 本日、欠席者はありません。また、協議事項の説明者として、渡瀬青少年育成室長にご出席を頂いています。

以上です。

○葛西教育長 傍聴者はお見えですか。

○北川教育総務課主幹 傍聴者は1名おられます。

2 会議録の承認

○葛西教育長 会議録の承認です。

さきにお渡ししております令和2年第7回及び第8回の会議録について、何かございますか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 それでは、承認といたします。

3 会議録署名者の決定

○葛西教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として、鈴木委員と渡邊委員とでお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 ご異議がないようですから、提案どおり決定いたします。

4 議事

○葛西教育長 これより議事に入ります。

本日の議事は、議案3件、協議事項1件、報告事項5件ですが、議案第30号の動産の取得について（防犯カメラ）、協議事項、令和2年度の四日市市の成人式について、報告事項、令和元年度決算について、令和2年8月定例会議会補正予算について、議決事件に該当しない契約については、今後市議会等で審議、検討される事項であるため、非公開で審議する必要があると考えます。委員の皆さん、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○葛西教育長 ご異議がないようですから、後ほど非公開にて審議いたします。

（1）議案

議案第31号 四日市市久留倍官衙遺跡公園条例第3条第1号の施行期日を定める規則の制定について

議案第32号 四日市市久留倍官衙遺跡公園条例施行規則の一部改正について

○葛西教育長 それでは、議案の説明に入ります。

議案第31号、議案第32号については、どちらも久留倍官衙遺跡公園に関する議案です。一括して説明をお願いします。

○伊藤社会教育・文化財課長 おはようございます。社会教育・文化財課、伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

議案第31号、32号、久留倍官衙遺跡公園のうち、くるべ古代歴史公園を令和2年1月1日にオープン、供用開始をさせていただくことに伴う規則の制定及び規則の一部改正についてでございます。

まずは差し替えをさせていただいた5ページをご覧くださいようお願いいたします。

こちらは久留倍官衙遺跡公園条例第3条第1号の施行期日を定める規則の制定についてでございます。

同じく差し替えさせていただいた資料の7ページをご覧くださいようお願いいたします。

こちらは久留倍官衙遺跡公園の条例でございますが、第3条に遺跡公園は第1項といたしましてくるべ古代歴史公園、そしてくるべ古代歴史館から成ります。

一番下の附則のところ、この条例は平成30年3月25日から施行する。これはくるべ古代歴史館が先にオープンしておりますので、その施行日となっております。

その後、ただし第3条第1号の規定は教育委員会規則で定める日から施行するとさせて

いただいております。このため、くるべ古代歴史公園の供用開始日を令和2年11月1日とさせていただきたいので、施行期日を令和2年11月1日とするということでこの規則の制定をお願いしたいと思っております。

続きまして、議案第32号でございます。

8ページをご覧顶きますようお願いいたします。

久留倍官衙遺跡公園条例施行規則の一部改正についてでございます。

こちらの11ページに施行規則を掲載させていただいておりますが、第2条に載せておりますのはくるべ古代歴史館についてでございます。

くるべ古代歴史公園をオープンさせていただくに当たり、第2条に第1項といたしまして、8ページの改正後のところがございますように、第2条、条例第3条第1号に規定する施設の供用時間は次のとおりとする。くるべ古代歴史公園の供用時間をこのようにさせていただきたくお願いいたします。4月1日から9月30日までは午前6時から午後8時まで、そして10月1日から3月31日までは午前7時から午後6時までということで供用時間の設定をさせていただきたく思います。

そして、古代歴史館の供用時間及び休館日は、その次の第2項にずれていくということで改正をさせていただきたく思います。

このように公園も供用時間を設定させていただきますので、公園の出入口であったり、駐車場であったり、そういった時間は施錠させていただくということになります。どうぞよろしくお願いいたします。

○葛西教育長 まずはくるべ古代歴史公園が令和2年11月1日に供用を開始します。これで整備が終わり、歴史公園も市民の皆さんをはじめ多くの皆さんに供用することができるということでございます。

それから、供用の時間ですけれども、歴史公園は4月1日から9月30日までは午前6時から午後8時まで、10月1日から翌3月31日までは午前7時から午後6時までの時間帯を開けます。それから、くるべ古代歴史館については今までどおり午前9時から午後5時までという、そういう時間帯を設定されておるということですのでけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 ご異議がなければ採択といたします。

これは11月1日ですけれども、このオープンのイベントとか、その辺りについて情報

提供をお願いします。

○伊藤社会教育・文化財課長 今のところ11月1日にオープンのセレモニーを、10時半からの予定ですが、させていただこうと思っております。コロナの関係もございましてちょっと縮小といいますか、人数も制限をしてさせていただこうとは考えております。

また、11月1日当日の午後5時から、その前日が満月ですので、結構大きな、お天気がよければ満月が見られますので、観月会コンサートということで皆様に八脚門辺りか正殿辺りで太鼓だとか、ちょっとした音楽、和の音楽を聴いていただいて、公園に親しんでいただきたいな、楽しんでいただきたいなと思っております。そのようなことを今考えております。ただ、コロナの関係でちょっと内容も変更することもあり得るかもしれません。今のところそんな予定をしております。

○葛西教育長 私どももこのセレモニー、それからコンサートも参加していきたいと思うんですけども、一度全体像について教育委員の皆さんにも見ていただく機会をつくっていききたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○伊藤社会教育・文化財課長 よろしく願いいたします。ありがとうございます。

(2) 報告

1 令和2年8月緊急議会の報告について

○葛西教育長 続いて、報告事項に入ります。

令和2年8月緊急議会の報告についての説明をお願いします。

○松岡副教育長 資料につきまして、別とじのA4横になります。令和2年8月緊急議会本会議審議等の内容報告の資料をご用意頂きたいと思えます。

この緊急議会ですけれども、感染症対策に応じる補正予算の審議をお願いするため、去る8月3日から7日に急遽開催されたものでございます。

表紙をめくっていただきまして、2ページ、3ページからになってまいりますけれども、この今回の補正予算では、感染症対策、熱中症対策につきまして、教育委員会からは学校教育活動再開支援経費と、それからタブレットの端末導入についての教育情報通信システム運営費ということで補正予算をお願いしたものでございます。

それに対しまして、3ページをご覧になっていただきますと、予算審議の分科会では、学校教育活動再開支援経費について、荒木委員からは、予算は学校の規模で違いがあるのかということでご質問を頂いたり、あるいは寄附を頂いている物品もございまして、そ

の物品については寄附者の気持ちが反映されるような利用をしてほしいというご意見を頂きました。

併せまして、伊藤昌志議員からは、計上されているもの以外にも要望があると思うので、追加での対応を検討してほしいというご意見を頂きました。

めくっていただきまして4ページになりますけれども、4ページは教育情報通信システムでございまして、石川議員から、非常に大量の数のタブレットを調達するが、確保のめどはついているのかということでご質問を頂戴したところでございます。

それから、資料を先へ進んでいただきまして6ページになりますが、全体会審査の場では、ICT教育、このタブレットをどのように子どもたちに教育を施していくのかということをご質問を頂戴いたしまして、現状ではオンライン学習の手引を作成しているというところもあるんですが、ルールを定める予定でありますので、これは議会に8月のタイミングでお示しをしたいということでご答弁を申し上げております。いずれの予算につきましても提案どおり承認を頂きました。

説明は以上でございます。

○葛西教育長 これも緊急議会ということで、それこそこの時期に議会でお認め頂くことになりました。そのことによって8月末、9月、そういう暑い中でのコロナに対する対応、それからタブレットについてもかなりの数量の準備をしなければなりませんから、通常の8月定例会議の議決を待ちますと10月以降となってしまいますので、ですからこうやって前倒しをお願いしたところ、議会も受けていただきましてこのように審議を終えることができました。中身については、前回報告させていただいた中身でございます。何かご意見がございましたら。

○伊藤委員 6ページにあるICT機器が入って今後いろんな取組が求められるというか、大切な要素になってくるんですけど、プロジェクトチームをつくられているということで結構いろんな中身、授業研究であったり、学習の仕方やルールやそういったところに及んでいろいろ検討したり、まとめたりしていただいているみたいなんですが、また時間もない中ですが、ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

学校としては、これはまた子どもや家庭にとっても1つよりどころになるもので、お願ひしたいということです。

○葛西教育長 このプロジェクトチーム、進捗状況についてお願いします。

○中村教育支援課長 教育支援課、中村でございます。

このプロジェクトチームにつきましては、現在はオンライン学習をどういうふうに進めるかということについて審議を重ねてまいって、実は今日中学校の導入説明会でこのオンライン学習のことについて各学校に示していくと。小学校については来週27、28日に同じようにオンライン学習に関する研修会を進めて、そこで具体的な四日市としてのやり方をお示しさせていただくというような形になっています。

今後しなければならない中身といたしまして、当然各学校に1人1台に向けて順次タブレットが導入されてきますので、授業の在り方をどういうふうに関後組み替えていくかということについては丁寧に説明をしながら、学校の研修の領域ともリンクさせながら図っていく必要があるかなど。

問題解決能力の5つのプロセスの冊子を今も出していますけれども、ICTの機器をいかに有効に活用していくかというあたりについてもちょっと冊子の検討に入っておりますので、このあたりについても今後お示しをしていきたいというふうに思っております。

○葛西教育長 さきに導入した「学んでE-net!」をオンラインでどう活用していくか。四日市版のオンライン学習ということで、これらの活用についてもこのプロジェクトチームの中で考えていただいているところですので、まとめ次第、またこの場でも見ていただいているいろいろご意見を頂きたいと思っております。よろしいでしょうか。

○渡邊委員 子どもの家庭環境によって、タブレットに非常に早く習熟できる場合と、そうでない場合とがありますので、そのところは授業の中でちゃんと目配りして、最初のうちに苦手とかそういうことにならないように、できるだけ皆底上げしていただくというのが教育効果を上げるために非常に大事な点だと思うので、ぜひそういうことにご配慮を頂きたいなど。

これは先生の使われ方、使い方によって随分差が出てくると思うんですよ。だから、そのところは先生方がそれをうまく使って、できるだけ多くの子どもたちがタブレット学習に慣れて、あるいは使いこなしていくことになる、飛躍的にレベルが上がると思うんですね。教育効果も上がると思いますから、ぜひそういう方向にお願いしたいなど思います。

○葛西教育長 来年4月からはそれこそ1人1台になります。それまでは過渡期ですので、学校に入ったタブレットをそれぞれの子どもたちが使い回していくということになるわけですが、その間もやはりタブレットにしっかり触ることができるという環境、あるいはそのために先生がどのようにしてそれらを使っていくかという、また学校の体制づく

り、そのあたりがきちっとかみ合っていないことには、渡邊委員のおっしゃるようなことにはなかなかかなりにくいかと思います。そのことについて、教育支援課長、説明をお願いします。

○中村教育支援課長 教育支援課、中村です。

学校の教職員の資質をいかに上げていくかということについても今一番課題となっているところかなというふうに思っています。

現在出前研修という形で、小学校は今年度各学校全て2回指導主事が行って回ることにしております。この8月末で1回目が終わります。9月からは2回目ということで、1回目にした内容をさらにグレードアップするような形で2回目を行くと。中学校につきましては9月から1回目ということで、中学校全校を回ることになっています。

つまり今年度小学校37校が2回、中学校22校については1回出前研修という形で各校を回りながら資質向上を図っていきたく。同時にいろんな活用事例等も紹介しながら、効果的に使えるものは何かということのを学校の先生が主体的に学んでいけるような仕組みをつくっていかねばならないというふうには考えているところです。

○葛西教育長 加えて、小学校にはこの秋からICTの支援員を投入していきます。ですから、支援員がみえる日には校内でミニ研修会をしたり、あるいは実際に授業に入ってもらって手助けをしていただいたり、教えていただいたり、そういうことも並行してやっていきたいと思っています。

○伊藤委員 ICT支援員の派遣はどれぐらいの回数というか、頻度になりますか。

○中村教育支援課長 現在のところ小学校のみ月2回というような形で、9月については1回目になりますけれども、回数については月2回程度というような形で、本来はもう少しお願いしたところもあったんですけども、いろんな状況の中で現在のところ月2回程度というような形になっております。

○伊藤委員 そういう方に来ていただくことで学校としては一体今何が課題だとか、自分たちが今何を求めているんだというようなことを整理したり、内容的なことを詳しく聞いたりして一歩進めるという、そういう機会にもできると思うので、ぜひこの支援員さんの活用をお願いしたいなと思います。

○葛西教育長 どうもありがとうございました。

2 委任事務の報告（令和元年度中に教育委員会が行った行政処分について）

○葛西教育長 それでは、この項を終わりました、続いて委任事務の報告（令和元年度中に教育委員会が行った行政処分について）の説明をお願いします。

○長谷川教育総務課長 資料につきましては1枚物で委任事務の報告（令和元年度に教育委員会が行った行政処分について）という別の資料がございます。この1枚でご説明をさせていただきます。

まず、この委任事務の報告に至る経緯といいますか、背景をご説明させていただきますが、平成27年度に地教行法の改正がございまして、新たに当時の教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置がされました。

これに伴いまして権限が強化された新教育長に教育委員の方々がチェック機能を強化するという規定も併せて整備されまして、教育委員会規則で定めるところにより、教育長に委任した事務の管理執行状況を報告する義務について、規則で定めてそのとおり実行なさいというような法制度になりました。

資料の中ほどに括弧書きで事務委任規則の抜粋がございますが、この4条に委任事務の報告というところで4項目上がっております。教育長は次に掲げる委任された事務、または臨時代理した事務の管理及び執行の状況を年1回以上委員会に報告しなければならないというところでございます。

まず、1号でございますが、教育委員会が所管する主要施策の成果というところでございますが、これは後ほど決算報告という形で報告をさせていただきます。

そして、2番目の教育行政に関する計画の重点目標の達成状況、これにつきましては政策評価・点検評価報告書、また白書という形で、これもまた別途ご報告をさせていただいております。

3番でございますが、教育委員会が行った行政処分のうち重要なものについて今回ご報告をさせていただきます。

この中でまず行政処分でございますが、この処分と申しますのは教育委員会が行政権限に基づき一方的に、例えば校区の指定であるとか、行政財産の目的外使用許可であるとか、そういういわゆる行政が行う権限の行使ということで、今回重要なものはないというご報告になるわけですが、例えば情報公開の開示請求に対する決定であるとか行政財産目的外使用許可等々、定例的、形式的なものはやっておるわけですが、例えば異例であるとか、その決定に対する不服申立て等の定例的、形式的でないものにつきまして重要なものと考えておりまして、そういうものについては処分があれば今回ご報告をさせていただ

くというところでございますが、上の段に書いてございますとおり、令和元年度中にそういう重要なものとするものにつきましては処分がなかったということについて報告をさせていただきますものでございます。

説明につきましては以上です。よろしく申し上げます。

○葛西教育長 この委任事務の報告、第4条ですけれども、(1)、(2)は既にこれまでの教育委員会会議の中で度々報告もさせていただいていますし、また議題にもさせていただいておるところです。(3)については今回重要なものはなかったということになります。

では、よろしいでしょうか。この件はこの程度といたします。

(1) 協議

1 令和2年度の四日市市の成人式について

○葛西教育長 それでは、ここからはさきにお諮りいたしました非公開の案件に入ります。

傍聴の方はよろしいですね。傍聴の方はお見えになりませんね。